

長門市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革の推進を図るため、市が発注する営繕系工事における「週休2日工事」の実施に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 週休2日工事

ア 月単位の週休2日工事 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。

イ 通期の週休2日工事 対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。

(2) 対象期間

現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

ア 月単位の4週8休以上 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日(現場休息日)を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、土曜日・日曜日を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の4週8休以上 対象期間内の現場閉所(現場休息)率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所(現場休息)の日数に含めるものとする。

(6) 複合単価

材料、労務、機械器具、仮設材、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量から構成される歩掛りに、材料単価、労務単価、機械器具費、仮設材費、下請経費等乗じて算定した単価をいう。

(7) 市場単価

十分な市場競争のもとに総合工事業者と第一次下請専門工事業者の間で取引された価格で、材

料費、労務費、機械経費、運搬費及び下請経費等を含む施工単位当たりの取引単価をいい、具体的には、物価資料の「建築施工単価((一財)経済調査会発行)」及び「建築コスト情報((一財)建設物価調査会発行)」に掲載されている「建築工事市場単価編(建築工事、機械設備工事、電気設備工事)」に示された単価をいう。

(8) 補正市場単価

施工条件等が類似の市場単価を適切に補正して算定した単価をいう。

(9) 物価資料の掲載価格

物価資料の「建築施工単価((一財)経済調査会発行)」及び「建築コスト情報((一財)建設物価調査会発行)」等に掲載されている材工単価のうち、市場単価として示すもの以外の材工単価をいう。

(対象工事)

第3条 「月単位の週休2日工事(発注者指定型)の対象工事」又は「月単位の週休2日工事(受注者希望型)の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。

(発注方式)

第4条 発注方式については、次のいずれかの方式による。

なお、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定型

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式。(通期の週休2日は必須)

(2) 受注者希望型

受注者が工事着手時に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。(通期の週休2日は必須)

分離発注工事(同時発注の工事に限る。)の場合は、それぞれの受注者が互いに調整し、全ての工事で月単位の週休2日に取り組むことを希望する場合に限る。

(積算方法等)

第5条 週休2日工事において、以下の現場閉所(現場休息)の状況に応じた補正係数等により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格の労務費)を補正する。

(1) 原設計

ア 発注者指定型 月単位の4週8休以上を前提に第6条第1号から第3号により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

イ 受注者希望型 通期の4週8休以上を前提に第6条第1号から第3号により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

(2) 契約変更

ア 発注者指定型 現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を第6条第1号イ及び第2号、第3号における表の補正率を「通期の週休2日工事」に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

なお、契約変更においては、工事請負契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

イ 受注者希望型 受注者が工事着手時に月単位の週休2日を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、補正係数を第6条第1号ア及び第2号、第3号における表の補正率

を「月単位の週休2日工事」に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更し、通期の4週8休に満たないものは、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

なお、契約変更においては、工事請負契約書第25条の規定（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づき行うものとする。

分離発注工事（同時発注の工事に限る。）の場合は、全ての受注者が月単位の週休2日について達成が確認された場合に限り、増額変更を行う。

（補正方法）

第6条 補正方法については、次の各号による。

(1) 複合単価の補正方法

複合単価の労務単価は、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

ただし、山口県土木建築部建築指導課が調査した「材工共の単価」については補正しない。

ア 月単位の週休2日工事（4週8休以上）

補正係数 1.04

イ 通期の週休2日工事（4週8休以上）

補正係数 1.02

(2) 市場単価及び補正市場単価の補正方法

市場単価、補正市場単価は、前項の現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の式により補正する。

ア 新営工事の場合

(ア) 市場単価×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率

(イ) 補正市場単価×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率

イ 全館無人改修の場合

(ア) 市場単価×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率

(イ) 補正市場単価×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率

備考

全館無人改修とは、仮庁舎等が準備されているなど、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

ウ 執務並行改修の場合

(ア) 市場単価×表A-2、表E-2及びM-2における改修補正率

(イ) 補正市場単価×表A-2、表E-2及びM-2における改修補正率

備考

執務並行改修とは、建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。

(3) 物価資料の掲載価格の補正方法

第1号の現場閉所（現場休息）の状況に応じて、表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により物価資料の掲載価格を補正する。

ア 新営工事の場合

物価資料の掲載価格×表A-2、表E-2及びM-2における新営補正率

イ 全館無人改修、執務並行改修の場合

物価資料の掲載価格×表A-2、表E-2及びM-2における改修補正率

(実施方法等)

第7条 実施方法等については、次の各号による。

(1) 発注方法

発注者は、工事の発注に当たって、現場説明書に「月単位の週休2日工事（発注者指定型）の対象工事」又は「月単位の週休2日工事（受注者希望型）の対象工事」である旨を明示する。

(2) 適正な工期の確保

「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう分離発注工事の施工期間を確保する等、適正な工期を設定する。

特に新営工事は、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。

(3) 実施方法

ア 契約後、受発注者間（分離発注の工事については、全ての工事の受発注者間）で、工事工程のクリティカルパス等を共有する。

イ 「受注者希望型」の受注者は、契約後、月単位の週休2日の取組みの希望の有無について、発注者に書面で協議する。（分離発注工事（同時発注の工事に限る。）の場合は、それぞれの受注者と調整し、全ての工事で月単位の週休2日に取り組む場合にのみ希望できる。）

ウ 発注者は、工程の変更理由が次の(ア)から(オ)に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

(ア) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

(イ) 著しい悪天候により不稼働日が多く発生した場合

(ウ) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

(エ) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合

(オ) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

エ 受注者の積極的な工程管理等により、余裕をもって工事を完成した場合において、工期の短縮変更は行わない。

(4) 週休2日の確認方法等

ア 工事着手時

(ア) 監督職員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した計画工程表を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

(イ) 監督職員は、計画工程表における「対象期間の設定」として、工場製作のみを実施した期間等の対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。

(ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所(現場休息)の予定日を調整したうえで計画工程表を作成する。

イ 工事中

(ア) 受注者は、監督職員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため、実施工程表に現場閉所(現場休息)の日を記載し、監督職員に提出する。

(イ) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された実施工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認する。

(ウ) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した実施工程表を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。

なお、実施工程表の修正に当たっては、受注者間(分離発注の工事においては全ての工事の受注者間)で調整を行う。

ウ 工事完成時

受注者は、週休2日が確保されたことが確認できる実施工程表等を監督職員に提出する。

出面表等の根拠資料については、監督職員や検査職員が請求した場合には、これを提示する。

エ その他留意事項

(ア) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所(現場休息)を計画していた日に現場作業を行う場合は、原則として、現場閉所(現場休息)を振替することができることとする。

(イ) 監督職員は、現場閉所(現場休息)の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

(ウ) 監督職員は、現場閉所(現場休息)の前日等に、現場閉所(現場休息)の日に作業が発生するような指示等を行わないよう配慮する。

(エ) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。

(オ) 監督職員は、工事一時中止を行う場合等対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度受注者と協議する。

(カ) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき代理者を選任しなければならないことから、実施工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(5) 工事成績評定

発注者は、通期の週休2日の達成が確認された場合は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(公共建築工事)」の「工程管理A」について評価を行い、月単位の週休2日の達成が確認された場合には、「工程管理B」において評価を行う。

なお、分離発注工事(同時発注の工事に限る。)の場合は、全ての受注者が月単位の週休2日の達成が確認された場合に限り「工程管理B」において評価を行う。

(6) 提出資料の確認

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、長門市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要綱(平成17年長門市要綱第62号)に基づく不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(工事標示板)

第8条 週休2日工事の受注者は、週休2日の現場閉所に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。

(アンケート調査)

第9条 受注者は、監督職員からアンケート調査の依頼があった場合には、協力するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。